

## IV・重点的な取組み

## 1. 施策推進において重視する視点

剣淵町の住宅施策展開における重点的な取組みは、地域に立脚し、地域とともに推進する視点を重視します。

### (1) 民間活力の活用

今後の住宅施策の推進にあたっては、地域経済においても右肩上がりを前提とすることはできず、また、行財政状況の厳しい中での取組が前提となります。

住まい・まちづくり行政における多様な取組は、行政のみが主導して推進するのではなく、町民や民間事業者等との連携のもと、個人資産等民間資金やノウハウなど民間の力を活用し、推進することとします。

民間活力を活用した住まい・街づくりは、民間の活動領域を拡大するとともに、厳しい財政下にある行政の効率的な運営にも資することとなります。

### (2) 地域住民とのパートナーシップ

住まい・街づくりは地域の特性を踏まえて個性・多様性を持つべきであり、町民とともに地域住民に支持される必要があります。またその際、地域地区の創意工夫の知恵やアイデアを発揮できるシステムとすることにより地域の活力が生まれます。

これからの住まい・街づくり行政においては、住民、企業など町民参加による連携、公共と民間の協働による地域運営を推進していくこととします。

そのためには、町民によるまちづくり活動や民間による優良なプロジェクト等と連携した推進が重要となるとともに、その際の町民参加による協議や協働作業として推進することがポイントとなります。

地域住民に支持される魅力ある住まい・住環境づくりとして進めることによって、ヒト・モノ・出来事・情報などの新たな交流を促すという、付加価値が創出されます。

特に、住民・NPOから企業、やる気ある参入者等が、地域資源を活用しつつ新築、建替え、リフォームに係わる建築活動や環境創出・維持・保全の活動を自発的・継続的に推進することは、地域コミュニティ活動を活性化するとともに地域環境が持続的に発展することに繋がります。

## 2. 重点的な取組み

住宅施策の基本的方向を踏まえ、重点的に取り組むべき施策は、次の事項とします。

### (1) 安心住み替えの仕組みづくり

“ものを対象とする政策”から“人に着目した住宅施策”への展開として、定住促進の視点、福祉施策の視点等から、住み替えを考える人のニーズや必要な対応課題等の情報を把握し、人を直接対象とするような情報発信を推進します。

また、それら住情報を総合的に把握し、情報の発信、交換の拠点となる体制づくりを検討します。

#### ① 住情報サービスの基本的な考え方

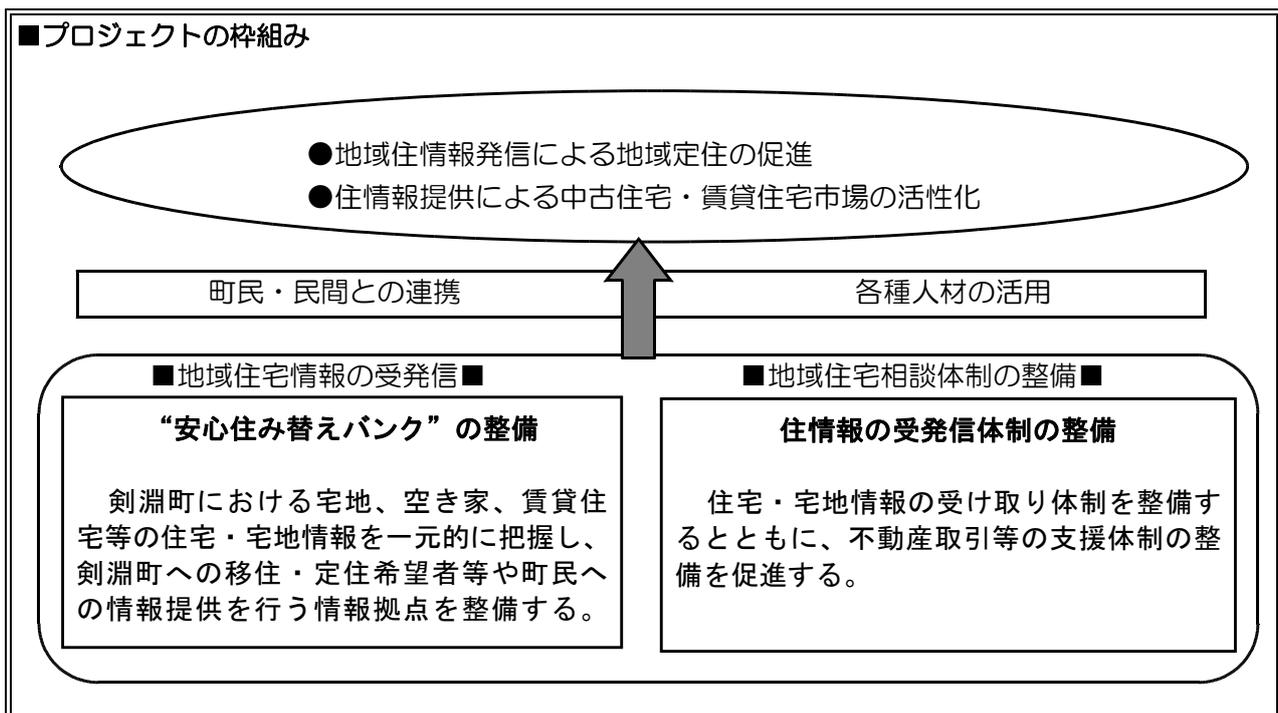
- イ. 地域住宅情報の一元化による、ニーズ・施策課題等の把握
- ロ. 居住者ニーズと住宅関連サービスの結合支援による民間活用の促進
- ハ. 多様な住宅関連情報の提供

#### ② 住情報提供サービスの内容

- イ. 町外からの居住希望者等への情報提供
- ロ. 地域住民への住宅・宅地情報の提供
- ハ. 高齢者住宅の支援情報

#### ■主な施策

- a. 住情報ステーション設置に向けた行政プロジェクトチームの組織
- b. 民間団体、事業者等との連絡協議会の組織



(2) 良質な住宅・住環境整備の誘導

剣淵町は、コンパクトでわかりやすく、美しいまちです。

今後も、ガーデニングや花づくりなどを推進し、美しく彩られた、“絵本の里”にふさわしい魅力ある住環境のあり方や、住宅地としての資産価値を高めるための手法を検討し、町民や事業者等と協力しながら、良質な住宅・住環境整備を推進し、まちの魅力向上につなげます。

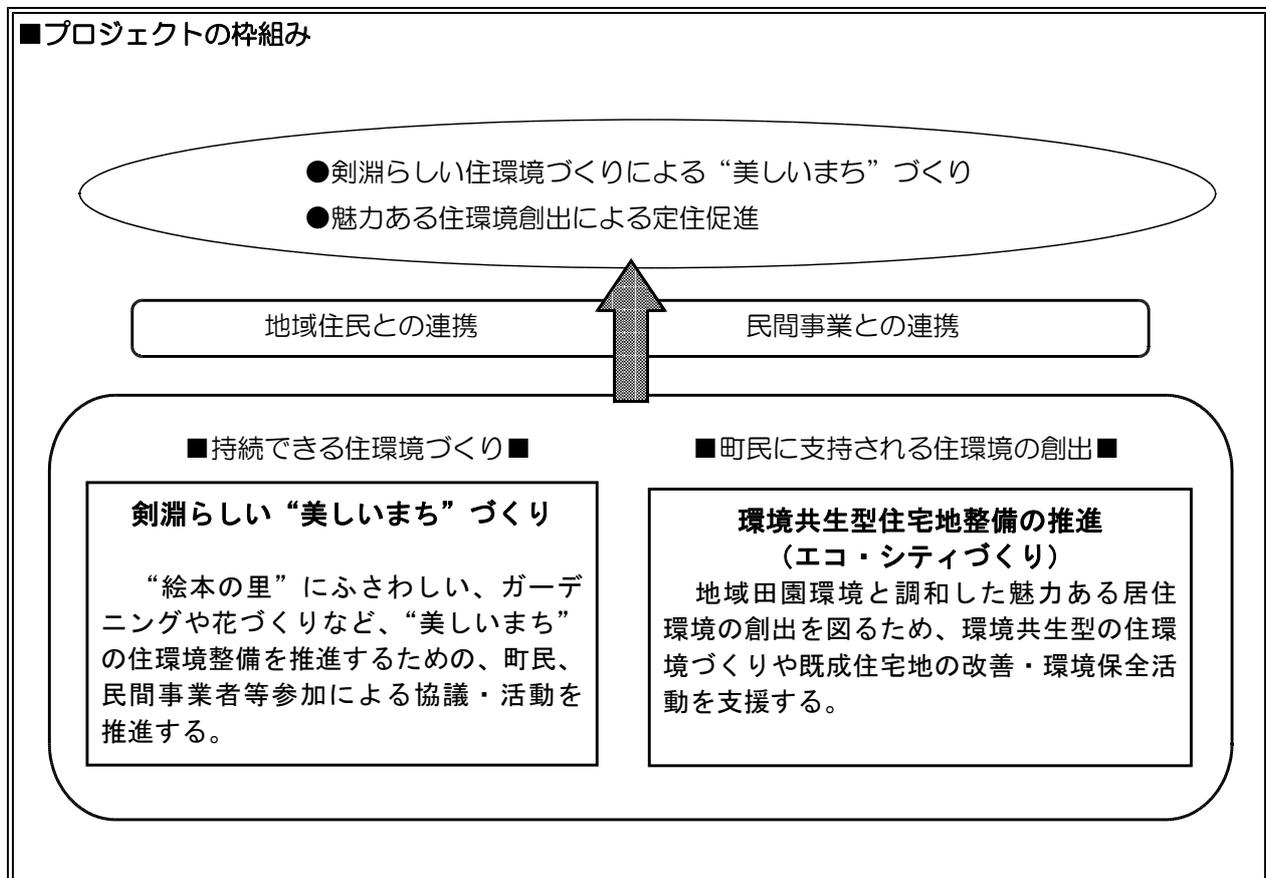
① “美しいまち～絵本の里・剣淵”にふさわしい、良好な住環境維持・保全の誘導

将来に渡って“美しい”住環境を持続することができるような仕組みづくりが必要です。

町民や地域住民に支持される、魅力ある剣淵らしい住環境～“美しいまち”を創出するため、住環境整備の目標像や住宅地整備のシステムづくり等の検討を推進します。

■主な施策

- a. 良好な住環境形成に向けた仕組みづくりの協議
- b. 住環境整備の目標像や住宅地整備のシステムづくりの検討
- c. 地域活性化居住基盤総合整備事業の活用を検討



### (3) 公的住宅ストックの総合的な活用の推進

現在剣淵町にある公的住宅は、公営住宅（275戸）の他に特公賃世帯向け（10戸）・勤労単身者向け住宅（28戸）、職員住宅（11戸）、教員住宅（22戸）があります。

本計画では、公営住宅などを対象とした「剣淵町公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、公営住宅施策の枠組みを整備するとともに、今後整備する公営住宅の目標や整備方針等を明らかにしますが、厳しい行財政状況における取組みであることや、ストックの有効活用の視点からみて、公営住宅以外の公的住宅ストックを総合的に有効活用することを積極的に推進します。

また、公営住宅整備を通じた、地域の居住水準向上の促進や新しい住宅情報の提供を図るため、整備住宅等の公開や住情報の提供促進も行います。

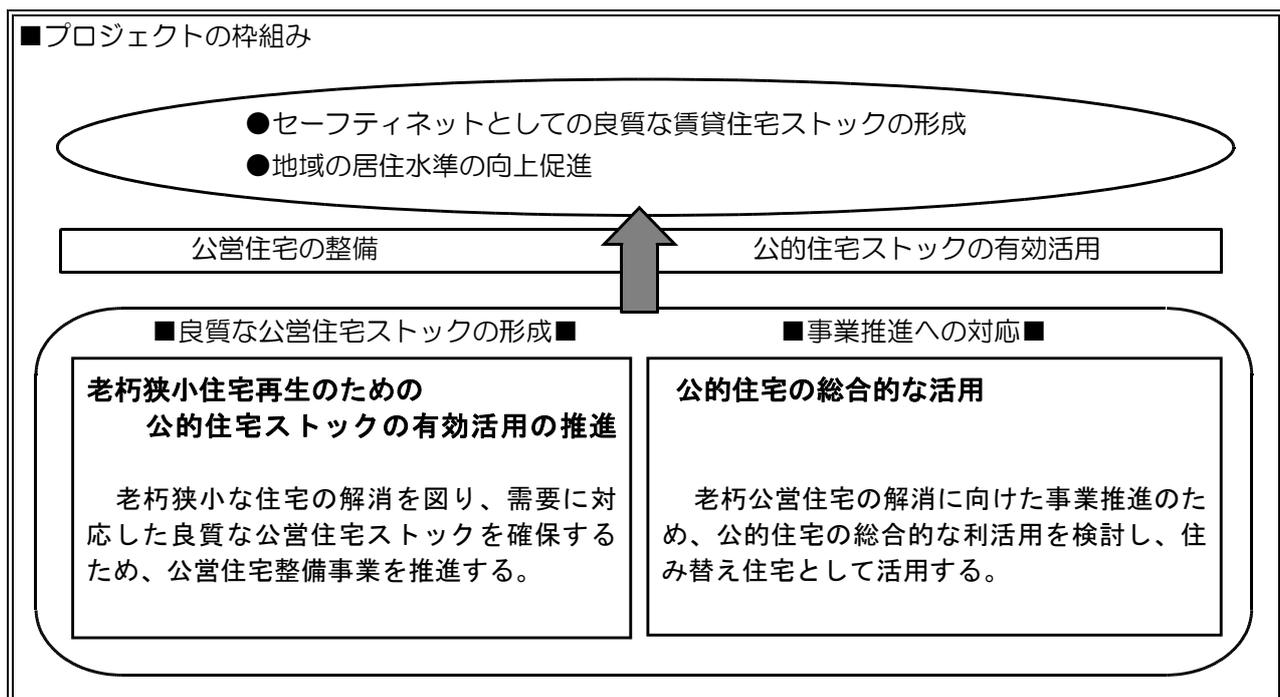
#### ① 今後の公営住宅整備の考え方

- a. 老朽狭小な公営住宅を早急に解消する。
- b. 収入超過者等の適正な管理に努め、特公賃住宅・持ち家への誘導を積極的に行う。
- c. 良好なストック確保を目指し、町の財政状況を考慮した上で公的住宅を総合的に有効活用しながら、建替・改善・修繕事業を行う。

#### ② 公的賃貸住宅施策の展開

##### ■主な施策

- a. 公営住宅ストック総合活用計画の策定
- b. 公営住宅入居者の円滑な住み替えのための、公的住宅の総合的な活用



### 3. 施策の推進に向けて

#### (1) 施策推進の方策

剣淵町にふさわしい住まい・まちづくりを実現するため、本計画の普及、啓発活動を展開するとともに、住宅施策の推進にあたっては、剣淵町地域住宅政策関連計画策定委員会・作業部会を母体とする推進協議会を組織し、町民の参加と協力や、北海道、近隣市町村、住宅建築関係団体・組織、住宅関連事業者等との連携を図りながら進めます。

#### ① 住宅マスタープランの普及・啓発活動の展開

住宅マスタープランは住宅に関する総合計画であるとともに、町民や民間事業者等と一体となった取り組みとなっはじめて実現できるものであり、町民等への広報を充実し、推進します。

- ・ 行政内部においては、庁内各課で検討されている施策間の調整を経て、本計画の庁内における位置づけを行います。
- ・ 町民には、本計画のダイジェスト版などわかりやすい形でのPRや広報を行うなど、町民の関心を高め、行政と一体となった住まい・まちづくりの推進に努めます。

#### ② 住まい・まちづくり行政の執行体制の強化

住まい・まちづくりに対する町民のニーズはより多様化・高度化しており、施策の推進にあたっては、建設、福祉・医療、企画、産業など関連する部局間、及び北海道などとの連携を図りながら推進します。

- ・ 本格的な高齢社会に向けて、人にやさしい住宅・住環境整備や福祉サービスの伴った高齢者向け住宅などの整備を推進するため、福祉部局と積極的に協働して施策を推進します。
- ・ 情報提供に関しては、北海道の住宅・建築・まちづくり行政を補完する（財）北海道建築指導センターなどとの連携により、町民ニーズに対応した住情報の提供や技術指導、まちづくり支援などを積極的に行い、行政施策を効率的に展開します。

#### ③ 町民、民間団体・事業者の参加と協働

住まい・まちづくり施策の推進には、町民の理解と協力が必要です。各地区において、住民の参加と協力を求め、また協働の作業を通じた施策展開を推進します。

- ・ 施策の円滑な展開を図るため、住宅やまちづくりに関する情報の提供を積極的に行います。
- ・ 住宅の建設・リフォームに関しては、関係団体や建設事業者などの果たす役割が大きく、情報交換の活発化を図るとともに、連携や協力体制の充実を図ります。